

令和6年度軽井沢町建設工事入札参加資格審査申請について

軽井沢町が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条別表第1に掲げる工事（以下「建設工事」という。）の競争入札に参加を希望される者は、町が付与する種別の入札参加資格を得る必要があります。

今回は、令和5年度を審査年度とし、1年間（令和6年度）の資格付与を対象とした審査を行います。

1 入札参加資格の種類

建設業法第2条別表第1に定める29業種について、それぞれ格付けを行ったうえで資格を付与します。

2 入札参加資格の有効期限

今回付与する入札参加資格の有効期限は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となります。

3 入札参加資格審査の申請要件

入札参加資格を希望する業種について、次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (2) 資格審査基準日（令和5年4月1日）の直前の営業年度の終了する日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を申請していること。
- (3) 経営事項審査の審査基準日の直前2年間の各営業年度において、完成工事高があること。
- (4) 資格審査基準日（令和5年4月1日）の直前の営業年度（令和4年度）までの税金に未納額がないこと。
- (5) 全ての社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。))に加入していること。ただし、法令による適用除外業者を除く。

【別添1の「4 提出書類（14）」を参照してください。】

4 競争入札に参加することができない者

以下に該当する方は入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者

- ア) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- イ) 破産者で復権を得ない者
- ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者で、その事実があった後軽井沢町財務規則第104条第1項に規定する期間を定める要綱に定める期間を経過しない者
- (3) 社会保険等に参加していない者（法令による適用除外業者を除く）

5 資格付与について

- (1) 建設工事は申請業種ごとに資格総合点数を算出した上で付与します。
- (2) 資格総合点数の算出方法は次のとおりです。なお、主観的要素による点数の加算対象者は軽井沢町に本店を有する建設業者とし、主観的要素による合計点数は経営事項審査の総合評定値の30%を上限として加算します。

資格総合点数	＝	客 観 点 数 <small>（経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書）</small>	＋	主観的要素による点数 <small>（町内に本店を有する者）</small>
--------	---	--	---	---

- (3) 主観的要素による点数の項目は、別紙「主観的要素による点数の加算内容について」のとおりです。

6 資格者名簿の公表について

資格者名簿に登載された者（入札参加資格者）のうち、

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者氏名
- (4) 電話番号
- (5) 等級の区分

については、公表を予定しておりますので、あらかじめ公表されることをご承知おき下さい。

7 申請の手続き

別添1のとおりです。

8 資格付与後の手続き

別添2のとおりです。

9 その他

- (1) **申請書は、町で作成した様式とします。**国や県などの様式では申請できません。
- (2) 受領書は用意してありません。受領が必要な方は、各自で受領書を用意してください。(様式は問いません。また、郵送等の場合は返信用封筒を同封してください。)
- (3) 申請書受付後、内容に変更があった場合には、その都度別紙「申請書記載事項変更届」により必要事項を記載及び必要書類を添付し、遅滞なく提出してください。

別紙

主観的要素による点数の加点内容について

1 加点方法について

客観的事項の客観点数に本店が軽井沢町にある者に、主観的要素による点数を単純に加算します。

2 加点内容について

(1) 設定の指針

資格申請者の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値の30%を上限として加点します。

(2) 項目ごとの加点内容（基準日：令和5年4月1日）

項 目		加 点 基 準
工 事 成 績 等	工 事 成 績	基準日の直前の2年間（「令和3年4月1日から令和5年3月31日」以下同じ。）に当町での工事業種ごとの平均点に応じ、加(減)点します。
	業種別平均完成工事高	基準日の直前の2年間に当町での平均完成工事高に応じ点数を付与します。
除雪業務貢献度		基準日の直前の2年間の当町での受託実績(除雪業務等)により点数を付与します。
地 域 貢 献 度 等	地域ボランティア	基準日の直前の2年間の当町での地域活動実績（道路清掃等）により点数を付与します。
	災害時協定参加者	災害時における応急措置に関する協定参加者に点数を付与します。
	消防団活動	軽井沢町消防団に入団している者に点数を付与します。 軽井沢町消防団協力事業所表示制度により認定されている者に点数を付与します。
労働福祉貢献度		基準日直後の6月1日における障害者の法定雇用率達成者に点数を付与します。 基準日において雇用義務のない者が障害者を雇用している場合に点数を付与します。
男女共同参画		女性技術者（国家資格・建設業法第7条第2号イ、ロも含む）を雇用している場合に点数を付与します。 育児・介護休業制度が就業規則に規定されている場合に点数を付与します。

項 目	加 点 基 準
環 境 対 策 貢 献 度	<p>軽井沢環境ネットワークに加入、規程の報告を年度ごとに行っている者に点数を付与します。</p> <p>ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証取得者に点数を付与します。</p>
企 業 貢 献 度	<p>基準日直前の2年間の全受注工事の平均評価点上位3位まで点数を付与します。 <u>提出書類は不要です。</u></p>
SDGsへの取り組み	<p>入札参加資格申請日において長野県SDGs推進企業に登録されている者に点数を付与します。</p>
行 政 非 貢 献 度	<p>基準日直前の2年間において、軽井沢町の自然保護対策要綱に定める夏期工事自粛の行政指導に応じなかった場合に点数を減点します。 <u>提出書類は不要です。</u></p>

(別添1)

申 請 の 手 続 き

1 申請書提出方法

申請書については、**軽井沢町の作成した様式に記載し**、原則として持参提出としますが、郵送等でも受付します(令和6年1月31日消印は有効)。なお、**提出にあたっては、申請書類に不備が無いかよく確認**してください。

2 受付期間

令和5年12月1日(金)から令和6年1月31日(水)までとします。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。

※上記期間以外は、一切受付いたしません(郵送の場合は、1月31日消印のものは受付いたします。)のでご了承ください。

3 提出場所

軽井沢町役場 総務課 契約管理係 (④番窓口)

4 提出書類(別添の確認票により確認してください。)

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書

(2) 許可業種・入札参加希望業種等記入票

(3) 提出書類確認票

(4) 誓約書

(5) 建設業許可書(写)

※委任先がある場合は、その支店・営業所等での建設業許可書(写)も提出してください。

(6) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書(写)

(7) 技術職員名簿(経営事項審査の申請に使用したものの写しでも可)

※国家資格等が無く実務経験該当の方は、技術者等経歴書(実務経験者用)を提出してください。

(8) 提出年の直前2年の各営業年度における工事経歴書

(9) 法人事業者の場合は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(写し可)、
個人事業者の場合(町外業者に限る。)は、代表者の身分証明書(写し可)

(10) 使用印鑑届

(11) 印鑑証明書(写し可)

(12) 納税証明書（令和4年度のもの・写し可・未納額のないもの）

○ 法人 ⇒ 法人税、事業税、都道府県民税、市町村税、消費税及び地方消費税

○ 個人事業者 ⇒ 所得税、都道府県民税、市町村民税

(13) 委任状又は社内規則（主たる営業所以外の営業所で、建設業の許可を有する営業所に入札を独自に参加する権限を与える場合のみ）

(14) 社会保険等の加入状況を確認できるもの

※経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」で加入状況の有無等を確認します。

加入状況	受付・提出書類
「有」	受付します。 提出書類はありません。
「除外」	届出書が添付されていれば受付します。 「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書」
「無」	受付しません。 ただし、同通知書発行後に社会保険等に加入、保険料を納めている場合には、社会保険等の保険料を納めたこと分かる領収書等の写しを添付して下さい。

※ 以下は、軽井沢町に本店のある事業者のみ提出してください。

(15) 除雪業務の委託契約書（令和3、4年度町道及び町施設等の除雪契約書の写し）

(16) 地域貢献の実績調書

※令和3、4年度道路清掃等ボランティアの実績を確認できる新聞、広報、写真等添付してください。

※令和3、4年度消防団活動にあつては、地域貢献の実績調書に消防団協力事業所表示制度加入の有無、消防団に加入している者の氏名を記入してください。（他市町村の場合は市町村名も記入してください。）

(17) 令和5年6月1日現在で公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」（写し）または、「障害者雇用状況調書」

※障害者の雇用の促進等に関する法律第43条及び同法施行令第9条に定める雇用率に達する場合は、障害者雇用状況報告を提出してください。

※従業員が56人未満の事業所が障害者を1人以上雇用している場合は、障害者雇用状況報告を提出してください。

(18) 女性技術者の資格証（写し）

審査基準日（令和5年4月1日）の直前の営業年度（令和4年度）の終了の決算日時点で、3か月以上常勤性が確認できる女性技術者（国家資格・建設業法第7条第2号イ、ロも含む）の資格証の写し・技術者等経歴書及び社会保険証等（写し）

を添付してください。

- (19) 育児・介護法に規定する、育児・介護休業制度が記載されている就業規則（写し）で、労働基準監督署の受付印のあるものを添付してください。

（常用雇用労働者数が10人以上の場合は就業規則作成義務が生じますが、10人未満でも就業規則を労働基準監督署に届け出すことができます。）

- (20) 軽井沢環境ネットワーク会員入会申込書（写し）または、加入者証の写真及び、軽井沢環境ネットワーク二酸化炭素排出量事業所集計シート（写し）基準日直前の2カ年（令和3、4年度）を提出すること。

※申請書に加入が確認できるもの（入会申込書の写し、加入者証の写真等）を添付してください。

※ISO9000、14000シリーズについては、認証の写しを添付ください。

ただし、ISO9000シリーズ、14000シリーズでの重複加点はしません。

- (21) 長野県SDGs推進企業登録証の写しを添付してください。

5 提出部数

正本1部

6 留意事項

- (1) **申請書が町の様式以外や、申請書類に不足や不備がある場合は受付できません。**

申請書の提出にあたっては、記載内容や添付書類をよく確認のうえ、ひも綴じをして提出してください。（ファイル等は不要です。）

なお、上記「4 提出書類」のうち、

(4) 誓約書

(9) 法人事業者の場合は履歴事項全部証明書、町外の個人事業者の場合は代表者の身分証明書

(10) 使用印鑑届

(11) 印鑑証明書

(12) 納税証明書

については、他の申請（コンサルタント、物品（役務の提供を含みます。))をする場合は、最初の参加資格審査申請書に1部添付することにより、申請書ごとの提出を省略することができます。

- (2) 委任状は代表者から直接委任されたものとし、委任期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。（委任先は、1者としてください。都合により2者以上となる場合は、申請時にその旨をお知らせください。）

- (3) 支店・営業所等に入札参加資格を委任させる際は、当該支店・営業所等が希望業

種に係る建設業許可を有していることが必要です。

- (4) 証明書、履歴事項全部証明書等は提出日の3カ月以内に発行されたものに限ります。
- (5) 申請書等の宛名は、「軽井沢町長 土屋三千夫」としてください。
- (6) この説明書には、申請記載事項に変更のあった際の届出様式等が添付されているので、申請書提出後も必ず保管しておいてください。
- (7) 有効期間は1年間です。受付期間以外での申請受付は行いません。
- (8) **経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書は、基準日（令和5年4月1日）時点で最新の通知書を添付してください。**

資格付与中に更新された経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書を提出されても、更新は行いませんので、ご承知置きください。

- (9) 技術職員名簿の提出については、指定様式以外でもかまいませんが、別添の技術職員コード表の技術者コードを必ず記入してください。
- (10) この審査は申請に基づいて行うものですので、資格付与後、申請内容に虚偽が確認された場合には、指名停止、または入札参加資格の取消処分を行います。

7 問い合わせ先

〒389-0192

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381-1

軽井沢町役場 総務課 契約管理係

TEL 0267-45-8914（直通）

TEL 0267-45-8111（代表） 内線 123

(別添2)

資格付与後の手続き等

1 入札参加資格の承継

入札参加資格者の法人成立、相続、会社の合併又は業務を譲り受けた場合においては、その入札参加資格の承継が認められることがあります。

詳しくは、総務課契約管理係へお問い合わせください。

2 申請事項の変更

入札参加資格が付与された後において、次の項目に変更があったときは、遅滞なく「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」及び「技術職員名簿」に、必要な書類を添付し提出してください。

(1) 本店、支店又は営業所の所在地、郵便番号又は電話番号

(2) 商号又は名称

(3) 代表者又は受任者（支店長・営業所長等）

(4) 廃業又は営業所の廃止、休止

(5) 建設業許可区分

例：「一般許可 → 特定許可」 「特定許可 → 一般許可」

※上記(1)～(5)については、履歴事項全部証明書、委任状、建設業許可書等、変更事項を証する書類を添付して「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

(6) 主任技術者

別紙により、「技術職員名簿」を提出してください。

3 指名停止・資格の取消

(1) 入札参加資格者又はその使用人が入札参加資格審査申請又は経営事項審査で虚偽の申請をした場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反した場合、贈賄及び不正行為等があった場合、経営者等が暴力団関係者の場合等には、その状況に応じて一定期間指名の停止をします。

(2) 入札参加資格者が欠格事由に該当するに至った場合は、当該資格は取消されます。

4 経営事項審査

入札参加資格付与中は、有効な経営事項審査結果を受けている必要があります。

有効期間が切れた場合は、新たに経営事項審査結果通知を受けるまでの期間、入札に参加することができなくなりますので留意願います。